$\hat{\mathbf{n}}$ 和 \mathcal{T}

産地交付金のこ

~ 長浜市農業再生協議会 ~

産地交付金は、地域の実情に応じて戦略作物の生産性向上 や地域振興作物の生産に向けた取組を支援する交付金です。



確認事項

拡大

「地力増進作物助成(基幹作)」・・・県助成12

「地力増進作物助成(二毛作)」・・・県助成13

- ・跡作の作物を問わなくなりました(主食用米や自家野菜でも可)。
- 環境保全型農業直接支払交付金(カバークロップ)との重複が可能となりました。

お知らせ

• 交付対象作物(出荷作物)については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に即し、十分 な収量が得られるように生産することが原則です。そのため、

一定の収穫量に満たない場合は理 由書等の提出が必要になります。また、作付けや肥培管理等が不適切な場合には交付金を交付し <u>ない場合があります。</u>(複数年にわたり肥培管理等の改善が行われない場合も含みます。)

詳しくは近畿農政局 滋賀県拠点へお問い合わせください。

- たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は交付対象水田に該当しません。
- ・国の「5年水張リルール」が令和7年4月に見直されました。

詳細は、右記QRコード

または、市ホームページ→暮らし・手続き→農業(補助金関係)

をご確認ください。



問い合わせ先

長浜市農業再生協議会事務局(長浜市役所農業振興課内) TEL 0749-65-6520 滋賀県 湖北農業農村振興事務所 農産普及課 近畿農政局 滋賀県拠点

TFI 0749-65-6614 TEL 077-522-4274

令和7年度 産地交付金の交付要件

滋賀県 助成内容

番整号理	使途	単価 (円/10a)	対象作物	取組要件等
1	麦·大豆生産性·品質 向上助成(団地化型)	4,000	麦、大豆 (基幹作)	次の①または②の要件を満たしていること。 ①ひとつの助成対象作物について、概ね1ha以上連坦して 団地が形成されていること。 ②概ね2ha以上の団地が形成されており、その内ひとつの 助成対象作物について概ね1ha以上作付されていること。 ※団地を構成する作物は、湛水性作物以外の作物とし、 調整水田、保全管理などの不作付地は含まない。 ※詳細は6ページをご確認ください。
2	そば・なたね振興助成 (基幹作)	20,000	そば、なたね	農協等との出荷契約または需要者等との販売契約に基づいて出荷する。
3	戦略作物等助成 (二毛作)	9,000	戦略作物・ 新市場開拓用米・ そば・なたね	農協等との出荷契約または需要者等との販売契約に基づいて出荷する。 ※主食用米、地力増進作物、戦略作物等との組合せによる ものに限る。
4	飼料用稲等 生産性向上助成 (基幹作)	1,000	WCS用稲、加工用米、米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米	5ページにある「生産性向上のための取組」を行う。 ※二毛作は地力増進作物、戦略作物、新市場開拓用米 との組合せによるものに限る。
5	飼料用稲等 生産性向上助成 (二毛作)	1,000		
6	新市場開拓用米助成 (基幹作)	20,000	新市場開拓用米	農協等との出荷契約または需要者等との販売契約に基づいて出荷する。 ※コメ新市場開拓等促進事業との重複助成不可
7	複数年契約助成 (加工用米· 新市場開拓用米) (基幹作)		加工用米、新市場開拓用米	需要者との3年以上の複数年契約に基づき作付けを行う。 ※二毛作は、地力増進作物、戦略作物あとの作付けに
8	複数年契約助成 (加工用米· 新市場開拓用米) (二毛作)	2,000		※二七年は、地が卓進作物、戦略作物のとの作的がに対しての助成とする。 ※整理番号9、10と重複助成不可。

令和7年度 産地交付金の交付要件

滋賀県 助成内容

番整号理	使途	単価 (円/10a)	対象作物	取組要件等
9	複数年契約加算 (新市場開拓用米) (基幹作)		新市場開拓用米	需要者との3年以上の複数年契約(令和7年産以降に締結したもの)に基づき作付けを行う。 ※二毛作は地力増進作物、戦略作物あとの作付けに対しての助成とする。 ※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象。 ※整理番号7、8と重複助成不可。
10	複数年契約加算 (新市場開拓用米) (二毛作)	10,000		
11	飼料作物助成 (基幹作)	10,000	飼料作物	飼料作物の作付けを行う。
12	地力増進作物助成 (基幹作)		地力増進作物	地力増進作物を作付けし、鋤き込みを行い、跡作の作付けを 行う。 ※跡作の作物は問わない(主食用水稲や自家野菜も可)。 ※地力増進作物については、5ページをご確認ください。
13	地力増進作物助成 (二毛作)	5,000		
14	耕畜連携加算 (耕畜連携)	10,000	飼料作物等 (基幹作)	耕畜連携(わら利用、水田放牧、資源循環)の取組を行う場合に、その取組面積に応じて助成します。 3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結すること。 同一の水田において複数の取組を行う場合においては、 いずれか一つの取組を選択する。
15	地域振興作物助成 (基幹作)	13,000	別表のとおり	ほ場条件の改善(明渠、暗渠の施工、高畦栽培、心土破砕、 土づくりのいずれか) に取り組む。
16	地域振興作物助成 (二毛作)	13,000		※二毛作は主食用米、地力増進作物、戦略作物、新市場開拓 用米、そば、なたねとの組合せによるものに限る。

令和7年度 産地交付金の交付要件

長浜市農業再生協議会 助成内容

番整号理	使途 単価 (円/10a		対象作物	取組要件等	
1	地域振興作物助成	16,000	別表のとおり (基幹作)	同一ほ場で水稲または戦略作物を作付けしたほ場を除く。	
2	麦·大豆·そば 収量拡大助成	5,000	麦・大豆・そば (基幹作)	収量拡大に資する取組(排水対策、土づくり、 畦畔の適正管理、適正施肥、雑草防除、病害虫防除、適正播 種、適期収穫)のいずれか3点以上に取り組むこと。	
3	二毛作促進助成	4,000	麦・大豆・そば・ 別表に定める作物 (二毛作)	二毛作は水稲、戦略作物との組合せに限る。 収量拡大及び品質向上に資する取組(排水対策、土づくり、 畦畔の適正管理、適正施肥、病害虫防除、適正播種)の いずれか2点以上に取り組むこと。	
4	産地化促進加算 (基幹作)		キャベツ、 タマネギ、 ブロッコリー、 白ネギ	ほ場の概ね一面に対象作物を栽培していること。 二毛作は水稲、戦略作物との組み合わせによるものに限る。	
5	産地化促進加算 (二毛作)	16,000			
6	麦·大豆生産性·品質 向上助成(団地化型)	1,000	麦·大豆 (基幹作)	滋賀県助成内容の整理番号1と同じ	

別表:地域振興作物一覧

地域振興作	園 芸 作 物	野菜	だいこん、かぶ、すぐき、にんじん、ごぼう、れんこん、しょうが、さつまいも、じゃがいも、さといも、やまいも、ヤーコン、セレベス、はくさい、ほうれんそう、こまつな、ちんげん菜、みずな、みつば、しゅんぎく、みぶ菜、日野菜、そば菜、サラダ菜、青菜、ねぎ、わけぎ、ニラ、セリ、ふき、ウド、たまねぎ、にんにく、らっきょう、みょうが、くわい、しそ、キャベツ、セルリー、出荷用野菜苗、レタス、パセリ、サニーレタス、モロヘイヤ、アスパラガス、かぼちゃ、とうもろこし、青さやいんげん、キヌサヤ、エンドウ豆、そらまめ、えだまめ、なたまめ、カリフラワー、ブロッコリー、オクラ、きゅうり、ズッキーニ、うり類、なす、あおとう、ししとう、トマト、ミニトマト、ピーマン、食用花、いちご、メロン、すいか、まくわ、芋じく、亜麻、つくね芋、えごま、とうがらし、ラディッシュ、ササゲ、青パパイヤ、マコモダケ
		花き	アスター、かすみそう、きく、キンギョソウ、キンセンカ、ケイトウ、コスモス、小ぎく、ゴテチャ、スターチス、ストック、センニチコウ、チューリップ、チドリソウ、トルコキキョウ、なでしこ、パンジー、ひまわり、べに花、マリーゴールド、やぐるまそう、ユリ、ラン、ローダンセ、切り花用菜の花、ほおずき、葉ボタン、花き類、バラ、シクラメン、キンセンカ
物	雑	榖	小豆、あわ、きび、ひえ、ハトムギ、らっかせい、ごま
	特用 作物		山菜、こんにゃく芋、あおばな、たばこ、いぐさ、ハーブ類、薬用作物、香用作物、搾油用ひまわり、かん ぴょう、ひょうたん、搾油用えごま、搾油用なたね、よもぎ、ホップ、茶、わさび

滋賀県助成(整理番号4・5)の「生産性向上のための取組」

※下記の取組要件のうち1つ以上実施していることが必要です。

取組内容

- ①多収品種の導入(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の別紙1の第4の3に定める品種 (地域特任品種「吟おうみ」含む))
- ②育苗、移植作業の省力化(直播栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培)
- ③土づくり(堆肥の施用、ケイ酸質資材等の土づくり資材施用)
- ④肥料の低コスト化、省力化(土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、側条施肥)
- ⑤農薬の低コスト化、省力化(種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同 防除)
- ⑥立毛乾燥※飼料用米に限る
- ⑦担い手が行う取組(農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農または、地域計画に位置づけられた地域の中心となる経営体)
- ⑧集積·団地化(概ね1ha以上連担して水稲の作付が行われている団地が対象)
- ⑨施設・機械の共同利用
- ⑩収穫・流通体制の改善(フレコン・バラ出荷、オペレータやコントラクタ等への作業委託)
- ⑪地域内流通(県内の実需者への出荷)
- ※ 戦略作物とは、麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米のことです。
- ※ **戦略作物等**とは、戦略作物・新市場開拓用米・そば・なたねのことです。
- ※ 地力増進作物とは、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー、ソルガム、イタリアンライグラス、エン麦、ライムギ、クロタラリア、とうもろこし(子実用の残渣含む)のことです。
- ※ 新市場開拓用米の範囲は国内主食用米・加工用米・備蓄米・飼料用米・米粉用米・種子用以外の米穀です。

団地化要件について

県助成1「麦・大豆生産性・品質向上助成(団地化型)」と、市助成6「麦・大豆生産性・品質向上助成(団地化型)」の団地化要件についてお知らせします。

【メニュー概要】

団地化に取り組む基幹作の麦または大豆の販売農家および集落営農 に対する支援

パターン(1)

一つの作物(麦または大豆)について概ね1ha以上連坦して団地が 形成されていること。

パターン②

湛水性作物以外の作物について概ね2ha以上連坦して団地が形成されており、そのうち一つの作物(麦または大豆)について概ね1ha以上作付けしていること。この場合、団地を構成する作物は、湛水性作物以外の作物とし、調整水田、保全管理などの不作付地は含まない。

※連坦とは・・・

- ・助成水田等の一辺または外周の概ね4分の1以上が、他の助成水田等と概ねすべての部分において接していること。
- ・団地内の河川、道路、畑、農業者に関わる宅地(住宅、農舎、格納 庫等)は大型機械の往来に支障がない場合は連坦とみなす。
- ・鉄道や高架、不作付地(調整水田、保全管理等)、ため池、墓地は 基本的に連坦とみなさない。
- ・団地化の判定には二毛作部分を含めることが出来る。

水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成と産地交付金)の交付例(10aあたり)

例	戦略作物助成	産地交付金	合計
	35,000円 (麦)	県:麦·大豆生産性·品質向上助成(団地化型) 4,000円(麦)	
1ha以上連坦する 麦 を		県:戦略作物等助成(二毛作) 9,000円(大豆)	
作付けするほ場のあとに 大豆 を作付けした場合		市:麦・大豆・そば収量拡大助成 5,000円(麦)	58.000円
		市:二毛作促進助成 4,000円(大豆)	
		市:麦·大豆生産性·品質向上助成(団地化型) 1,000円(麦)	
	35,000円 (麦)	県:戦略作物等助成(二毛作) 9,000円(そば)	53.000円
麦 を作付けするほ場のあとに そば を作付けした場合 (1ha未満)		市:麦·大豆·そば収量拡大助成 5,000円(麦)	
		市 : 二毛作促進助成 4,000円(そば)	
	35,000円 (麦)	県:地域振興作物助成(二毛作) 13,000円(出荷野菜)	73.000円
麦を作付けするほ場のあとに キャベツを作付けした場合		市:麦・大豆・そば収量拡大助成 5,000円(麦)	
(1ha未満)		市:二毛作促進助成 4,000円(出荷野菜)	
		市:産地化促進加算(二毛作) 16,000円(キャベツ)	
مادر در المادر	_	県:地域振興作物助成(基幹作) 13,000円(出荷野菜)	45.000円
タマネギまたはキャベツを 作付けした場合 (タマネギあとにキャベツを		市:地域振興作物助成 16,000円(出荷野菜)	
作付けした場合も同じ)		市:産地化促進加算(基幹作) 16,000円(タマネギ または キャベツ)	

- ※出荷野菜のあとに出荷野菜を作付した場合は、いずれかの野菜に対してのみ交付金が交付されます。
- ※産地交付金は国から配分された額で調整を行うため、配分額を超過する場合は、交付単価を減額調整します。
- ※地力増進作物助成を除き、出荷先が発行する物品受領書・出荷証明書等の出荷を証明できる書類が必要です。